

| 税目 | 年度 | | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | |
|--------------------|-----|--|--------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|---|------------------------|--|--|--|--|--|
| | 個人 | 法人 | | | | 均等割標準税率 年額 500円 | | | | | 均等割標準税率 年額 700円 | | |
| 県民税 | 個人 | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 | | | | | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 | | | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円 | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円 | | |
| | 法人 | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本等の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本等の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円 | | | | | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税別標準税率 5.0% 超過税率 6.0% | | | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円 | | | |
| 事業税 | 個人 | 事業除主額 年 220万円 | | | | | | | | | 年 240万円 | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | |
| 業法 | 個人 | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | |
| 人 | 個人 | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | 税率 4% 新築住宅控除(56.7.1) 420万円 住宅取得(56.7.1~61.6.30)に係る税率の特例 3% 住宅用土地の取得(56.7.1~61.6.30)につき税額を4分の1減額 | | | | | 住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長(H元.6.30まで) 従量割特例措置 61.5.1~H元.3.31 360 1,000本につき 1,000 課税標準は 紙巻たばこ1,000本につき1,000円 パイプたばこ1kgにつき 1,000円 | |
| 不動産取得税 | | | | | | | | | | | 新築住宅控除 450万円 (60.7.1) | | |
| 県たばこ税 (県たばこ消費税) | | 課税標準算定の基礎となる額 6円70銭1厘 | 課税標準算定の基礎となる額 6円79銭6厘 | 課税標準算定の基礎となる額 6円89銭 | 課税標準算定の基礎となる額 6円98銭9厘 | 課税標準算定の基礎となる額 8円15銭1厘 | 課税標準算定の基礎となる額 8円59銭 | 課税標準算定の基礎となる額 8円67銭 | 課税標準算定の基礎となる額 昭和58年5月1日から昭和59年2月29日までの期間の製造たばこ本数は、製造たばこ本数に1.014を乗じた本数 | 昭和60年4月1日から税率が2本立てとなる。 従価割 たばこの小売定価合計金額×8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000 | 薬巻たばこ " " | 刻みたばこ " 500円 かみ用の製造たばこ " " かき用 " " " を控除した金額 | |

| 税目 | | 年度 | 63 | 平成元 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|-------|-----|--|--------------------------------|--|---|---------|---|--|--|---|--|
| 県民税率 | 個人 | 所得割 | 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4% | 所得割 500万円以下 2% 500万円超 4% | 所得割 550万円以下 2% 550万円超 4% | | | 特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 (限度額20万円) | 特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 所得割 700万円以下 2% 700万円超 4% | 特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 均等割標準税率 年額 1,000円 | 所得割 700万円以下 2% 700万円超 3% | 特別減税の実施 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8,500円 |
| | 法人 | | | | 法人税割 超過税率 5.8% | | | 均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円 | | | | |
| | 利子割 | | ・利子等に係る道府県民税を創設 (税率) 支払いを受ける利子等の5% | | | | | | | 懸賞金付預金等の懸賞金 にも課税 | | |
| 個人税率 | 事業除主題 | | | | | | 年 270万円 | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | 保険業を第1種事業とした。 | |
| 事業税率 | 法人 | | <ul style="list-style-type: none"> ・税率の特例を設ける 租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 350万円以下の金額……………6% 年 350万円を超え年10億円以下の金額……………8% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の 金額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ……………8%(所有のうち10億円を超える金額については、9%) | | | | | <ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 400万円以下の金額……………5.6% 年 400万円を超え年10億円以下の金額……………7.5% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ……………7.5%(所有のうち10億円を超える金額については、9%) | | | <ul style="list-style-type: none"> 【普通法人】 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超800万円以下 8.4% 年 800万円超及び清算所得 11% 【特別法人】 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超及び清算所得 7.5% | |
| | その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅控除 1,000万円(H元.4.1) 住宅及び住宅用土地の取得 に係る税率等の特例を3年間 延長(H4.6.30まで) | | 住宅及び住宅用土地の 取得に係る税率等の特例 を3年間延長(H7.6.30ま で) | | | 宅地及び宅地比準土地に係る課税 標準の特例 平成6年中の取得 価格の2分の1 平成7,8年中の取得 価格の3分の2 | 住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H10.6.30まで) | 宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 平成8年中の取得 価格の2分の1 | <ul style="list-style-type: none"> 新築住宅控除 1,200万円(H9.4.1) 宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 H9.1.1～H11.12.31の取 得 価格の2分の1 | 住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H13.6.30ま で) |
| 不動産取得税 | | | | | | | | | | | | |
| 県たばこ税 | | | | | | | | | | | | |
| 消費税 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・名称を道府県たばこ税に変更 ・従価割の廃止 ・従量割 1,000本につき 1,129円 (旧3級品については536円) | | | | | | | | | |
| 地方消費税 | | | | | | | | | | | | (創設)消費税の25/100 (消費税率に換算すると 1%に相当) |

| 税目 | 年度 | 平成11 | 12 | 13 | 15 | 16 | 17 |
|--------------------|---|---|---|----|---|---|----|
| | | 個人 | 恒久的減税の実施 個人住民税の所得割額の15%相当額 (限度額4万円) | | | | |
| 法人 | | | | | | | |
| 利子割 | | | | | | | |
| 配当割 | | | | | 特定配当等に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率5% (H25.3.31までは3%) | | |
| 株主等所得割 | | | | | 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税を創設 (H16.1.1) 税率5%(H25.12.31までは3%) | | |
| 事業主額 | 年 290万円 | | | | | | |
| 税率 | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| 法人 | | | | | | | |
| 税率 | <p>[普通法人] [特別法人] [収入金課税法人]</p> <p>年400万円以下 5% 年400万円以下 5% 1.3%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3% 年400万円超及び精算所得 6.6%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>租税特別措置法第68条(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、</p> <p>・所得のうち 年400万円以下の金額・・・・・・・・・・5%</p> <p>年400万円を超え年10億円以下の金額・・・・・・・・6.6%</p> <p>年 10億円を超える金額・・・・・・・・・・・・7.9%</p> <p>・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本金又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ・・・・・・・・・・・・6.6%(所得のうち10億円を超える金額については、7.9%)</p> | | | | 外形標準課税の導入 (平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用) 対象法人 資本金の金額又は出資金額が1億円を超える法人(所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。) 課税標準 付加価値割 各事業年度の付加価値額 資本割 各事業年度の資本等の金額 所得割 各事業年度の所得及び清算所得 税率 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 所得のうち年400万円以下の金額 3.8% 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 5.5% 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 7.2% | 分割法人の分割基準を次のとおり改正する。 ・非製造業(鉄道事業・軌道事業・ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。)について課税標準の1/2を事務所数により、1/2を従業者数により関係都道府県に分割 する。 ・本社管理部門の従業者数を1/2とする措置を廃止する。 | |
| その他 | | 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 H12.1.1～ H14.12.31の取得価格の2分の1 | 住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H16.6.30まで) | | | 土地又は家屋の取得に係る税率等の特例 (H15.4.1～H18.3.31の取得3%) | |
| 不動産取得税 | | | | | | | |
| 県たばこ税 〔県たばこ消費税〕 | 1,000本につき 868円 (旧3級品については 413円) (H11.5.1) | | | | 1,000本につき 969円 (旧3級品については 461円) (H15.7.1) | | |
| 地方消費税 | | | | | | | |

| 年度 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
|----------------------------|------------------|--|----------------------------------|---|---|--|--|
| 県 民 税 率 | 個人 | 恒久的減税の廃止 老齢者控除の廃止 65歳以上の者のうち前年の合所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置廃止 | 所得割4% (平成19年度分以降の個人住民税について適用) | | | | 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止 森林環境税の導入 (均等割超過税率 年額500円) |
| | 法人 | | | | | | 森林環境税の導入 均等割超過税率 (平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用) (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 40,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 27,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 6,500円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 2,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 1,000円 |
| | 利子割 | | | | | | |
| | 配当割 | | | | | | |
| | 株主等所得割 | | | | | | |
| 事 業 税 | 個人 | 事業除主額 | | | | | |
| | 税率 | | | | | | |
| | その他 | | | | | | |
| | 法人 | 税率 | | 法人事業税の所得割及び収入割の税率の引下げ (地方法人特別税の創設により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 【普通法人】 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4% 年800万円超及び清算所得 5.3% 【特別法人】 年400万円以下 2.7% 年400万円超及び清算所得 3.6% 【収入金課税法人】 年400万円以下 0.7% 年400万円超 3.6% 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% | | 清算所得課税の廃止 (平成22年10月1日以後に解散した法人に適用) 【普通法人】 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4% 年800万円超 5.3% 【特別法人】 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% 【収入金課税法人】 年400万円以下 0.7% 年400万円超 3.6% 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% | |
| その他 | | | | | | | |
| 不 動 産 取 得 税 | 税率 | ・土地又は住宅の取得に係る税率の特例を3年間延長 (H21.3.31まで3%) ・住宅以外の家屋 (H20.3.31まで3.5%) | ・住宅以外の家屋 (H20.4.1～ 4%) | | 土地又は住宅の取得に係る税率の特例を3年間延長 (H24.3.31まで3%) | | 土地又は住宅の取得に係る税率の特例を3年間延長 (H27.3.31まで3%) |
| | 課税標準 | 1,000本につき 1,074円 (旧3級品については 511円) H18.7.1～ | | | 1,000本につき1,504円 (旧3級品については、1,000本につき716円) H22.10.1～ | | |
| 地方消費税 | 県たばこ税 県たばこ消費税 | | | | | | ・H26.4.1から適用 消費税の17/63 〔消費税に換算すると1.7%に相当〕 ・H27.10.1から適用予定 消費税の22/78 〔消費税に換算すると2.2%に相当〕 |

| 税目 | 年度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 |
|----------------------|--------|--|---|--|---|--|--|--|
| 県民税率 | 個人 | | 均等割の税率 年額1,500円 (平成26年度から平成35年度までの10年間に限る) | ふるさと納税の特例控除額の拡充 ふるさと納税のワンストップ特例の導入 | | | | |
| | 法人 | | 地方法人税(国税)の創設に伴う法人税割の税率の引下げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 法人税割 3.2% 超過税率 4.0% | | | | | 法人税割について、税率の引下げ (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 法人税割 1.0% 超過税率 1.8% |
| | 利子割 | | | 法人にかかる利子割の廃止(平成28年1月1日以後) 特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後) | | | | |
| | 配当割 | | NISA(少額投資非課税制度)導入 | 特定公社債等の利子等を利子割の課税対象から除外し配当割の課税対象(平成28年1月1日以後) | ジュニアNISA(未成年者口内内の少額上場株式等に係る配当割の所得及び譲渡所得等の非課税措置)導入(平成28年4月1日～) | 積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～) | | |
| | 株式所得等割 | | NISA(少額投資非課税制度)導入 | | ジュニアNISA(未成年者口内内の少額上場株式等に係る配当割の所得及び譲渡所得等の非課税措置)導入(平成28年4月1日～) | 積立NISA(年間投資上限額40万円、非課税期間20年)導入(平成30年1月1日～) | | |
| | 事業主額 | | | | | | | |
| 業税率 | 税率 | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | |
| | 税率 | | 地方法人特別割の規模縮小に伴う法人事業税の所得割及び取入割の税率の引上げ (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 【普通法人】 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年400万円超 6.7% 【特別法人】 年400万円以下 3.4% 年400万円超 4.6% 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.48%(変更なし) 資本割 0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下 2.2% 【収入金課税法人】 付加価値割 0.9% 資本割 所得割 年400万円以下 2.2% | 外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び見合いの所得割の税率の引下げ (平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用) 【外形標準課税法人】 付加価値割 0.72% 資本割 0.3% 所得割 年400万円以下 1.6% 年400万円超800万円以下 2.3% 年800万円超 3.1% | 外形標準課税法人について、外形標準課税の税率の引上げ及び見合いの所得割の税率の引下げ (平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用) 【外形標準課税法人】 付加価値割 1.2% 資本割 0.5% 所得割 年400万円以下 0.3% 年400万円超800万円以下 0.5% 年800万円超 0.7% | | 法人事業税の所得割及び取入割について、税率の引上げ (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用) 【普通法人】 年400万円以下 3.5% 年400万円超800万円以下 5.3% 年800万円超 7.0% 【特別法人】 年400万円以下 3.5% 年400万円超 4.9% 【収入金課税法人】 付加価値割 1.2%(変更なし) 資本割 0.5%(変更なし) 所得割 年400万円以下 0.4% 年400万円超800万円以下 0.7% | |
| 不動産取得税 | | | | 土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (H30.3.31まで9%) | | | 土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (R3.3.31まで9%) | |
| 紙タバコ税 紙タバコ 消費税 | | 1,000本につき860円 (旧3級品については、1,000本につき411円) H28.4.1～ | | | 紙巻たばこ3級品について、1,000本につき481円 H28.4.1～ | 紙巻たばこ3級品について、1,000本につき551円 H29.4.1～ | 紙巻たばこについて、1,000本につき930円(R元,10.1～) 3級品以外の紙巻たばこについて、1,000本につき930円 (H30.10.1～) | 消費税率引上げと同時に酒類・外食を除く飲食料品などを対象に軽減税率制度を導入 +R元,10.1から適用 消費税率の2/78 〔消費税率に換算すると2.2%に相当〕 〔軽減税率の場合、消費税率に換算すると1.76%に相当〕 |
| 地方消費税 | | | 消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成27年10月1日から平成29年4月1日～延長 +H29.4.1から適用予定 消費税率の2/78 〔消費税率に換算すると2.2%に相当〕 | | 消費税率の引上げ(8%→10%)時期を 平成29年4月1日から令和元年10月1日～延長 +R元,10.1から適用 消費税率の2/78 〔消費税率に換算すると2.2%に相当〕 | | | |

| 税目 | | 年度 | 2 | 3 |
|------------------------|-------------------------------------|---|--|--|
| 県 民 税 | 税率 | 個人 | | |
| | | 法人 | | |
| | | 利子割 | | |
| | | 配当割 | | |
| | | 株式所得割 | | |
| | | 株主優待所得割 | | |
| 事 業 税 | 個人 | 事業除主額 | | |
| | | 税率 | | |
| | その他 | | | |
| | 法人 | 税率 | 収入金課税法人のうち、電気供給業(小売電気事業及び発電事業に限る。)に係る法人事業税の課税方式の改正(令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用) | 収入金課税法人のうち、電気供給業(特定卸供給事業に限る。)に係る法人事業税の課税方式の改正(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用) |
| | | 税率 | ① ②以外の法人 収入割 0.75% 所得割 1.85% ② 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% | ① ②以外の法人 収入割 0.75% 所得割 1.85% ② 各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人 収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% |
| その他 | | | | |
| 不動産取得税 | | 土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 (R6.3.31まで3%) | | |
| 〔県たばこ税 県たばこ 消費税〕 | 紙巻たばこについて、1,000本につき1,000円(R2.10.1~) | 紙巻たばこについて、1,000本につき1,070円(R3.10.1~) | | |
| 地方消費税 | | | | |